

第3章 職業分類の運用

1 業務上必要な項目

ハローワークによっては管内に特徴的な事業所（すなわち地場産業や伝統工芸品の製作・製造に係る事業所）がある。それらのハローワークが職業紹介業務を効率的に運営できるように細分類項目の改訂や設定にあたっては配慮が必要である。管内事業者の求人申込のうち特徴的な仕事であって、それに該当する職業分類表の細分類項目がなくなると業務に支障をきたすおそれのあるものがあると回答したハローワークは全体の23%である。他方、そのような仕事はないと回答したものは67%で全体の2/3をしめている。わからない・無回答は8%である。「ある」と回答したものが具体的に指摘した求人職種は図表6のとおりである。職種は26の中分類にわたり、合計約160種である。このような特徴的な仕事が比較的多い分野は、農業・漁業、窯業、食料品製造、紡織、木・竹・草・つる製品製造、装身具等製造などである。

2 位置づけの難しい仕事

細分類レベルの項目は職業紹介の実務に用いられる。現実の仕事の中には職業分類表の細分類項目に位置づける時判断に迷ったり、判断が難しかったりするものがある。それはどのようなケースに多いのか、その理由は何か、その時どのようにして分類番号を確定しているのかを尋ねた。

①判断の難しいケース

求人職種を職業分類表の項目に対応させるとき、位置づけの判断が難しいケースとして最も多くの者が指摘しているのは、「求人申込書に記入された仕事の内容が職業分類表の複数の項目に該当するケース」である。これは求人職種と分類表の項目を一対一に対応させることが原則になっているからである。次に多くの者が指摘しているのは、「業界特有の職種で、当該業界について十分な知識をもっていないケース」である。ハローワークの求人関係業務の担当者は職業について幅広い知識を持つことが求められている。3番目は、「新しい職業で職業分類表の既存の項目に対応させるのが難しいケース」である。職業分類表の改訂期間はおおよそ10年である。この間の産業の変化にともなう職業の変化に対応することは難しい。これ以外のケースは図表7のとおりである。

最も多くの者が位置づけの判断が難しいと指摘しているケースでは、具体的にどのように対応しているのかを見てみよう（図表8）。「仕事内容のうち主な仕事に対応させる」とする者が9割を超えている。他の3項目はいずれも3割程度である。職業分類表には職務内容が複数の分類項目に該当するときの分類原則が明記されている。しかしハローワークで一般的に採られている方法は分類原則とは異なっており、この現実原則を再検討しなければならないことを物語っている。

図表6 地場産業・伝統工芸品に係る求人職種

職業分類番号	職種名
02 農林水産業・食品技術者	
02411	真珠養殖技術者
04 鉱工業技術者	
04110	製鋼技術者
043XX	窯業技術者
43 農業の職業	
43120	畑作作業者（くわい掘り作業）
43131	果樹栽培者（八幡浜のみかん）
43134	きのこ栽培者
43141	茶栽培者（宇治茶栽培）
43199	摘蕾作業者（柿）
43199	収穫作業者（柿）
43199	宇治茶茶摘作業者
43250	厩務員
43250	牧場作業員（きゅう務員）
43250	騎乗員
43299	牧場牧夫
45 漁業の職業	
451XX	漁師
45121	鵜匠
45430	真珠玉入工
45410	養鯉従事者
45999	かき貝がらむき人
45999	かき打ち人（かき貝がらむき）
49 その他の運輸の職業	
49920	観光遊覧船運転士（球磨川下り船）
51 金属材料製造の職業	
513XX	鍛造工
51320	中子工
51330	鋳型造形工
51634	金箔打工
51930	鋳物仕上工（南部鉄器製造）
52 化学製品製造の職業	
52999	線香製造工
53 窯業製品製造の職業	
53	窯業製品製造の職業（波佐見焼）
53130	窯業土錬工
53210	人造真珠玉巻工
53311	ゆう葉調合工
534XX	れんが・かわら類製造工
53400	瓦製造工
53510	陶磁器製造工（萩焼）
53510	陶磁器製造工（信楽焼）
53510	陶磁器製造工（常滑焼）
53510	陶磁器製造工（清水焼）
53510	陶磁器製造工（万古焼）
53510	陶磁器製造工（伊賀焼）
53511	手ろくろ成形工
53510～53698	陶磁器製造工、窯業絵付工
53610	陶磁器画工（常滑焼）
53610	絵付工（九谷焼）
53620	絵付工（常滑焼）
55 金属加工の職業	
551～559	金属加工の職業（金属洋食器）
55114	フライス盤工（汎用）
55210	プレス成形工
55212	製鎖工（船舶用の鎖製造）
55310	鉄工
55313	造船組立鉄工

55811	ワイヤーロープ製造工
55921	打刃物製造工
55921	刃物製造工（鋏製造工）
55950	スリッター工
56 金属溶接・溶断の職業	
56110	造船組立溶接工
57 一般機械器具組立・修理の職業	
57211	織機調整工
57211	紡績機械保全工
59 輸送用機械器具組立・修理の職業	
59120	自動車組立工
59120	自動車車体・車台組立工（ダイハツ自動車）
59610	船舶ぎ装工
59910	船舶修理工
59999	産業用ラジコンヘリコプター組立工
60 計量計測機器・光学機械器具組立・修理の職業	
60310	眼鏡組立工
61 精穀・製粉・調味食品製造の職業	
614XX	味そ・しょう油製造工
61410	味噌製造工
61420	しょう油製造工
61911	酢製造工
62 食料品製造の職業	
62110	素麺製造工
62110	そうめん製造工
62110	稲庭うどん製造工
62110	温麺製造工
62320	コンニャク製造工
62340	湯葉製造工
62610	精肉工
62620	ハム製造工
627XX	水産物加工工
62710	かつお節製造工
62710	かつおなまり節製造工
62730	干ふぐ製造工
62730	魚介干物製造工
62730	するめ加工工
62740	水産ねり物製造工
62740	銚ぼこ製造工
62760	寒天製造工
62770	つくだ煮製造工
62799	すきみ・ねぎとろ製造工
62799	かつお塩辛製造工
62810	つけ物工
62810	梅干漬工
62999	キリタンボ製造工
63 飲料・たばこ製造の職業	
63110	製茶工（宇治茶）
63110	水沢茶製造工
63210	清酒製造工（池田の清酒呉春）
63210	清酒製造工
63211	杜氏
63320	果実酒製造工
63340	芋焼酎
63340	焼ちゅう製造工
64 紡織の職業	
64、65	繊維関係職種
641XX	精紡工
64220	撚糸工
64310	差入工（製経業、織物業）
64310	整経工
64310	ちりめん整経工

64410	小地谷縮綿工
64410	織布工
64410	毛布織工
64410	ちりめん織布工
64610	染色工
64623	織物染工（ミンサー織）
64710	ニット生地編立工
64914	糸繰工（織物製造）
65 衣服・繊維製品製造の職業	
65999	スリッパ製造工（繊維製）
66 木・竹・草・つる製品製造の職業	
663XX	木工（箱根寄木細工）
66310	つげ印材製造工
66331	こけし製造
66333	将棋彫駒製作工
66411	仏壇製造工
66411	神仏具指物職（福岡県八女市の仏壇製造）
66411	仏壇製造職・仏具職
66420	木製家具・仏壇製造工
66420	木製家具製造工
66421	家具組立工
66499	升製作工（木製）
66612	うちわ骨製造工
66699	釣竿製造工（竹製）
66911	おけ・たる製造工
66920	ゲタ製造工
66920	げた製造工
67 パルプ・紙・紙製品製造の職業	
67210	抄紙工
67530	水引製品製造工
67530	水引製品製造工（水引工芸）
70 草・革製品製造の職業	
70210	靴製造工
70230	スリッパ製造工（皮製）
70940	革製品加工工
71 装身具等身の回り品製造の職業	
71110	ランドセル製造工
71110	鞆製造工
71230	だるま製造工
71230	雛具製造工
71310	ちょうちん製造工（盆提灯）
71320	うちわ製作工
715XX	川連漆器工（仏壇製造）
715XX	漆器工（輪島塗）
71510	仏壇塗師
71510	漆工（若狭塗箸製造）
71510	漆塗工、漆仕上工
71510	漆工
71520	金箔張り工
71610	貴金属加工工
71610	琥珀工芸品装身具製造工
71622	玉通工
71910	琴・三弦製作工
71999	申胄製造工
72 その他の製造・制作の職業	
72810	茶包装工
77 建設の職業	
77910	潜水支援員
80 その他の労務の職業	
80920	選果工（八幡浜のみかん）
複数の分類項目に該当するもの、該当項目が不明なもの	
	造船関係の職種
	釣竿製造工（カーボン）

図表7 求人職種を職業分類表の項目に対応させるとき、対応の判断に迷ったり、判断が難しかったりするケース（複数回答）

	回答数	割合(%)
1 求人申込書に記入された「仕事の内容」が職業分類表の複数の項目に該当するケース	359	75.7
2 新しい職業で職業分類表の既存の項目に対応させるのが難しいケース	246	51.9
3 業界特有の職種で、当該業界について十分な知識をもっていないケース	266	56.1
4 当該職種の分野が必要以上に細かく（又は粗く）区分されているケース	206	43.5
5 その他	12	2.5

その他のうち主なもの：

- 職種名と仕事内容が一致しないとき
- 事業所で使う呼称と職業分類表の項目名称が異なるとき
- 求人申込書を持参した人が仕事内容を詳しく説明できないとき
- 多くの分野で共通して使われている用語を職種名に使っているとき
- 分類項目間の違いが明確ではないとき

図表8 求人職種が職業分類上の複数の職業に関連する仕事内容を含んでいるときの対応(複数回答)

	回答数	割合(%)
1 仕事内容のうち主な仕事に対応させる	438	92.4
2 仕事の遂行に必要な知識やスキルレベルが最も高い仕事に対応させる	154	32.5
3 従事する時間の最も長い仕事に対応させる	149	31.4
4 求人者に『職業分類表』から最も適切な職業を選んでもらう	136	28.7
5 その他	36	7.6

その他のうち主なもの：

- 求職者とのマッチングを考慮して判断する。
- 応募者が多数見込める項目に位置づける。
- 募集人数が複数の場合、別求人扱いで分割して受け付ける。
- 求人者の求める人材が多くいそうな項目に位置づける。
- どのような職種を希望している求職者に当該求人票をみてもらいたいかを確認してその項目に位置づける。
- 求人者が求人票の職種欄に記入した職種に対応する項目に位置づける。

②判断に迷う理由

判断に迷う理由として最も多くの者が指摘しているのは、「仕事内容は同じでも求人者の用いる職種名と職業分類表の項目名が異なっている」という点である。細分類レベルの項目名は、一般に広く認知されるであろうと考えられる名称を採用している。事業所の中には独自の名称を用いるものがあり、またカタカナ名称を採用して従来の固定的な職業のイメージを変えようとするものもある。そのような職種名は『職業名索引』に採録されていないことが多く、そのことが職種名だけで職業分類表の項目と対応をとることが難しい原因のひとつになっている。次に多くの者が指摘している理由は、「経済社会の変化に対応した職種が職業分類表に設定されていない」という点である。上述のとおり職業分類表の改訂間隔は長い。分野によってはこの間に職業構造が大きく変わることがある。3番目に多くの者が指摘した理由は「求人職種が職業名索引に採録されていない」という点である。『職業名索引』は職業分類表の改訂と同時に改訂するので、改訂間隔が長くなると新しい職業名などに対応できなくなる。これ以外の理由は図表9のとおりである。

図表9 求人職種を職業分類表の項目に対応させるとき、判断が難しい（判断に迷う）理由（複数回答）

	回答数	割合(%)
1 職業分類の体系が理解しにくい	62	13.1
2 経済社会の変化に対応した職種が職業分類表に設定されていない	261	55.1
3 求人職種が職業名索引に採録されていない	197	41.6
4 仕事内容は同じでも求人者の用いる職種名と職業分類表の項目名が異なっている	266	56.1
5 専門的技術的職業、事務的職業、サービスの職業は、製造関係の職業にくらべて分類が粗い	121	25.5
6 その他	53	11.2

その他のうち主なもの：

即座に仕事内容を推測することが難しいカタカナ職業名が増えている。

職業分類表の各項目の職業定義が簡易すぎる。

高度の専門性を求める求人から複数の業務を兼務する求人まで取り扱う求人の幅が広い。

分類改訂の間隔が長く、新しい職業が収録されていない。

中小零細企業では複数の分類項目に該当する職務を一人の人が担当している。

現実の求人職種と職業分類表との乖離が大きい。

③分類番号の確定方法

求人職種の位置づけの判断が難しいとき、過半の者がとる行動はふたつに分かれる。ひとつは職業分類表や職業名索引で職業定義・類似職業名をチェックすること、もうひとつは過去の求人票をチェックすることである。前者については類似職業名が索引に採録されていないことがある。そのときには「その他」の回答として欄外に記してあるように求人者に相談して分類番号を決めるなどの方法を探ることもあると思われる。過去の求人票については、参考程度に止めるべきである。それは過去に同じ求人職種を処理した職員も判断に迷いながら分類番号を決めたものと考えられるからである。これ以外の方法は図表10のとおりである。

3 情報共有

位置づけの判断が難しい求人職種については、職員間での情報共有が重要である。同様の求人申込があったときにはその経験を生かすことができ、また求職者業務担当の職員と情報を共有すれば、求職者に提供する情報の幅を広げることができると思われる。

位置づけの判断に迷ったケースでは、最終的に確定した職業分類表上の位置づけを求人者に伝えている者は7割をしめている。しかし、これは逆にみると約3割の者は求人者に位置づけを伝えていないことになる。

情報共有は、求人業務担当者間では83%と高水準であるが、求人業務担当者と求職者業務担当者との間は50%にとどまっている（図表11）。個々のハローワークが受理した求人申込は、求人検索機を通して県単位あるいは広域地域単位で求人情報が提供される。このため個々のハローワークが所内での情報共有に力を入れても、地域全体で情報を共有しない限り求職者の享受するメリットは大きくならないと考える者が少なくない。これが情報共有の拡

大を妨げている大きな理由になっているものと思われる。

図表 10 求人職種の職業分類上の位置づけを即座に決めることが難しい（あるいは判断に迷う）ときの対応（複数回答）

	回答数	割合(%)
1 独自に作成した簡易職業分類表や資格との対応表などを参考にする	105	22.2
2 『職業分類表』で職業の定義や例示職業名を確認する	306	64.6
3 職業名索引や総合的雇用情報システムを利用して一致する（あるいは類似）の職業名を確認する	328	69.2
4 対応すると考えられる小分類職業の3桁番号に「00」を付ける	223	47.0
5 同一求人者の従前の求人票や他の求人者の類似の求人票を確認する	302	63.7
6 同僚や上司に相談する	153	32.3
7 その他	46	9.7

その他のうち主なもの：

求人者と相談して決める。

求人者に仕事内容を確認して決める。

求人者に職業分類表を提示して決めてもらう。

求人者の求める人材が検索すると思われる項目に位置づける。

どのような職種を希望している求職者に応募してもらいたいかを確認し、その項目に位置づける。

図表 11 分類番号の判断に迷ったケースの事後処理（N=474）

	ほとんどの場合必ず伝える(する)	ある程度伝える(する)	ほとんど伝えない(しない)	伝えない(しない)	無回答
求人者に対する分類上の位置づけの通知	31.4	39.9	23.4	4.9	0.6
求人関係業務の担当者間での当該職業に関する情報共有	21.5	61.4	15.2	1.3	0.6
求人関係業務担当者 と 求職者関係業務担当者との間での当該職業に関する情報共有	9.9	40.3	43.0	5.9	1.1

4 業務上有用な参考資料

求人職種に的確な職業分類番号を付与することは職業紹介業務の基本である。しかし職業分類に関する公的な研修機会は、労働政策研究・研修機構の労働大学校で開講される職業指導 I（対象者は行政経験 3 年以上の職員）だけである。この研修コースは悉皆研修ではないため、職業分類に関する知識を座学で学ぶことのできる職員は限られている。大半の職員は求人関連業務（又は求職者関連業務）に配属されてから経験を通して職業分類について学ぶことになる。

求人関連業務を担当している職員が求人職種に対して的確な職業分類番号を付与するために特に役立つと考えている資料は、「職業名索引に未収録の職業名を追加」することと「職業と資格との対応表」である。両方とも 80%以上の者が整備する必要性を認めている（図表 12）。この 2 項目に次いで「分類番号の付与に関する質疑応答集」（75%）と「業界別職業俯瞰の資料」（67%）も有用な資料とみている。一方、厚生労働省の現在の体制である「新職業に関する報告制度」（36%）と米国の労働省が設けている「職業分類の問い合わせ窓口」

(25%) は、これら 4 項目に比べると有用性を高く評価する者は少ない。

図表 12 求人職種に的確な職業分類番号をつけるために整備すべき資料や体制 (N=474)

	大いに役立つ	ある程度役立つ	どちらとも言えない	あまり役に立たない	役に立たない	無回答
分類番号の付与に関する質疑応答集	29.5	46.0	16.5	4.6	0.4	3.0
業界別職業俯瞰の資料	24.5	43.2	23.8	4.9	0.2	3.2
職業と資格との対応表	38.6	43.7	13.1	2.3	0.0	2.3
職業名索引に未収録の職業名を追加	41.1	42.6	9.7	3.4	0.0	3.2
職業分類の問い合わせ窓口の設置	7.8	17.7	45.4	20.9	3.8	4.4
新職業に関する報告制度の整備	6.8	29.7	40.7	14.1	1.9	6.8

その他のうち主なもの：

- 職業レファレンスブックの電子化
- 総合的雇用情報システムの検索機能の充実（あいまい検索、キーワード検索など）
- 職業分類に関するホームページの開設（職業データベースの公開、職業名等最新の情報に更新）
- 簡易分類表の作成
- 各職業の仕事内容に関する解説
- 分類改訂の間隔の短縮（3年程度）
- 総合的雇用情報システム上で職業分類表の各項目について仕事内容を簡単に解説する機能の追加

5 求職者と職業分類

特定の職業について求職者の一般的認識と職業分類上の位置づけが異なっていると、求職者は当該職業の求人情報を収集することが難しくなる。そのような職業分類上の位置づけと求職者の認識との間に乖離のみられる職種は少なくない（図表 13）。両者のずれはどのように起こるのだろうか。その主な理由は以下の通りである。

(1) 分類基準の共有化の問題

職業分類表に設定された項目にはある特定の分類基準が適用されている。しかし、その分類基準と求職者の職業理解の視点は必ずしも符合するわけではない。両者の間に食い違いがあると、求職者は求める求人情報を得られない（又は一部しか得られない）ことになる。

① 職業分類における基本的な分類基準は仕事の種類であるが、他方、求職者は産業分類的な視点から職業を認識する傾向がある。

例) 建設作業員（建設の職業）だけでなく、建築の技術者（専門的技術的職業）や建築塗装・板金の仕事（製造・制作の職業）も建設の職業だとみる。

造園師・植木職（農林漁業の職業）を土木の職業だと考える。

② 求職者の職業認識は、その職業に対する社会一般のイメージに影響されやすい。

例) ガソリンスタンド店員（販売の職業）や自動車整備工（製造・制作の職業）をサービスの仕事、テレホンアポイント（営業・販売関連事務の職業）を営業や販売の職業、DTP オペレーター・CAD オペレーター（ともに製造・制作の職業）を事務の職業や専門的技術的職業、電話交換手（通信の職業）を事務の職業と認識する者が多い。また、飲食店主・マネージャー（販売の職業）を接客・給仕の職業（サービスの職業）としてみる。

③ 仕事の種類にもとづいて区分すればある特定分野に位置づけられる職業であっても、当

該分野の事業者・団体等の働きかけによって職業のイメージが格上げされていることがある。

例) 通関業務（事務の職業）を業務の専門性の故に専門職としてみる。

ホームヘルパー（サービスの職業）を社会福祉の専門職としてみる。

MR（販売の職業）を業務の専門性の故に専門職としてみる。

④職業を構成する職務のうちどの職務に比重を置くのかによってその職業の位置づけが異なる。

例) レジ係は、職業分類表では現金出納の仕事に比重を置いて会計事務の職業に位置づけられているが、商品代金の精算と当該商品の販売に比重を置くと販売の職業と考えることもできる。

ホテルフロント係は、職業分類表では受付業務に比重を置いて一般事務の職業に位置づけられているが、接客業務に比重を置くとサービスの職業とみることもできる。

セールスエンジニアは、職業分類表では技術的な専門知識に比重を置いて技術者に位置づけられているが、技術的知識を活用した営業の仕事と考えることもできる。

(2)職員による位置づけの違い

同じような仕事であっても求人業務担当者によって異なる項目に位置づけられることがある。このためそれらの仕事を希望する求職者は求人検索の際に求人情報の一部しか収集できないことが起こる。この問題は職業分類表に内在する問題でもある。

①職業分類表では仕事の種類と仕事の遂行手段を別々の項目に分けて設定しているため、同じ仕事でも職員によって位置づけが異なる。

例) 倉庫作業員とフォークリフト運転者：フォークリフトを使った倉庫作業の仕事を位置づけるとき職員は判断に迷う。

配達と貨物自動車運転者：職員は貨物自動車による荷物・商品等の配達の仕事はどちらの項目に位置づけるべきか判断に迷う。

②職業分類表には類似の職務内容を含む職業が複数設定されているが、それらの項目間の異同が明示されていないため、職員は判断に迷うことがある。

例) 福祉施設指導専門員と福祉施設寮母・寮父：施設における介護職の求人申込はこれら2つの職業を含む複数の職業に位置づけられている。

③現実には、仕事の世界を専門的技術的職業とそれ以外の一般の職業に明確に区分できるわけではなく、その中間領域の仕事がある。しかし、職業分類表ではこの中間領域の職業を現実に照らしてわかりやすく設定しているとはいえない。したがって、職員はそのような仕事を位置づける際に判断に迷い、求職者は求人検索に迷うことになる。同様に、事務と現場作業の中間領域の仕事についても明確な考え方は示されておらず、そのような求人の位置づけの判断は職員に委ねられている。

例) 生産管理・工程管理・品質管理：技術者の仕事領域もあれば、事務員・作業員の仕

事領域もある。また、両者の中間的な仕事領域もある。しかし、職業分類表には技術者と事務員の項目しか設定されていない。中間領域の仕事は、職員の判断によって技術者に位置づけられたり、事務員に位置づけられたりすることになる。

商品管理・物流管理・倉庫管理：特に事務員と作業員の中間領域的な仕事の場合に位置づけの判断が職員によって異なりやすい。

- ④職業分類表に設定された項目の職務内容が明確になっていないと、職員は位置づけの判断に迷うことになる。

例) ビル管理人：ビル管理・施設管理など建物管理の求人申込は多い。しかし、ビル管理人の職業は職務内容が明示されておらず、そのため職員はビル管理の仕事をボイラー設備・空調設備・電気設備などの管理に係るさまざま分類項目に位置づけている。

- ⑤職員は求人職種を分類項目に位置づけるとき両者が一対一に対応する項目を選ぶこともあれば、職務範囲の広い包括的な項目を選ぶこともある。

例) 一般事務：この項目は事務の仕事を含めると職員は理解している。このため、たとえば経理事務・営業事務・貿易事務などの仕事は独立した項目が設定されているにもかかわらず、一般事務に位置づけられることがある。

データ入力：事務用機器操作の職業にはパソコン操作の項目が設定されていないためにデータ入力の仕事一般事務の項目に位置づけることもある。

- ⑥職員は、仕事内容が複数の分類項目に係る職務を含んでいるとき位置づけに迷いややすい。複合的職務に関する分類原則は定められているが、その原則は必ずしも実務で使いやすいとはいえない。

例) 製造と販売の両方の仕事を含む場合：製造の職業に位置づける者もいれば、販売の職業に位置づける者もいる。

- ⑦複数の分類項目に係る職務を含んだ仕事が、ひとつの職業領域として確立されていると、既存項目のどこに位置づけるべきかその判断に迷うことになる。

例) 企画提案型営業の仕事：企画（事務の職業）と営業（販売の職業）の両者を含んでいる。

(3)独立項目と雑多項目

職業分類表には、独立項目に該当しない仕事を位置づけるための雑多項目が設定されている。歯科助手や調理補助など求人・求職者の多い仕事であっても独立した項目が設定されていないと、雑多項目に位置づけられることになる。これらの仕事を希望する求職者は雑多項目に位置づけられていることを知らないと求人検索に迷うことになる。

(4)職業名の混乱

同一の職業名が異なる分野で異なる仕事を表す名称として使われていることがある。その職業名が両方の分野でそれぞれ『職業名索引』に採録されていると、職員は仕事の位置づけ

に迷うことになる。他方、その名称で求人情報を探している求職者は片方の分野の求人情報にしか出会えないことが起こる。

例) ルートセールス：『職業名索引』には商品販売の職業（営業職）と運搬労務の職業（配達員）の2箇所に採録されている。配達の仕事が中心になるルートセールスには営業的な職務が含まれるため、時には営業職に位置づけられることがある。その逆に、営業の仕事が主であるルートセールスが配達員に位置づけられることもある。

(5)独立項目になっていない職業

求人申込の多い仕事であっても分類表に項目が設定されていない（あるいは『職業名索引』に職業名が採録されていない）ことがある。また、現行の分類表の作成後に労働市場に登場した新しい職業は、当然のことながら分類表には位置づけられていない。これらの職業について一部の労働局では特定の項目に位置づけるように指示しているが、大半のハローワークでは職員の判断に委ねている。そのため同じ職務内容のものでも職員によって位置づけが異なることがある。その結果、これらの仕事を探している求職者は求人情報の収集に手間取ることになる。

例) ウェブデザイナー、ホームページ作成、ヘルプデスク、調理補助、ピッキングなど

図表 13 職業分類上の位置づけと求職者の認識との乖離

職種区分	求人職種	労働省編職業分類における位置づけ		求人受理時の位置づけ		求職者が当該職種の求人検索に利用する主な項目	
		大・中分類	小・細分類	大・中分類	小・細分類		
技術者・専門職	農業技術者	A02 農林水産業・食品技術者	021 農業技術者	同左	同左	農林漁業の職業	
	畜産技術者		022 畜産技術者				
	林業技術者		023 林業技術者				
	水産技術者		024 水産技術者				
	建築技術者	A05 建築・土木・測量技術者	A05 建築・土木・測量技術者	051 建築技術者	同左	同左	建設の職業
	建設現場監督	A05 建築・土木・測量技術者	A05 建築・土木・測量技術者	051 建築技術者	同左	同左	建設の職業
	土木現場監督、土木施工管理技師	A05 建築・土木・測量技術者	A05 建築・土木・測量技術者	052 土木技術者	同左	同左	建設の職業
	測量士	A05 建築・土木・測量技術者	A05 建築・土木・測量技術者	053 測量技術者	同左	同左	建設の職業
	品質管理技術者	A07 その他の技術者(技術者)	A07 その他の技術者	071-12 品質管理技術者	同左	同左	生産工程・労務の職業
	生産管理、工程管理、品質管理	A07 その他の技術者	A07 その他の技術者	071-11 生産・事務組織管理技術者 071-12 品質管理技術者	同左	同左	製造・制作の職業
	看護補助	C27 生産関連事務	C27 生産関連事務	271-10 工程管理事務員	同左	同左	(位置づけのわからない求職者が多い)
	歯科助手	A11 その他の保健医療	A11 その他の保健医療	119-40 看護補助者	同左	同左	
	ホームヘルパー、介護員、介護職員、介護職、ヘルパー、ヘルパー職、介護福祉士	(施設内介護) A11 保健医療 A12 社会福祉専門	(施設内介護) A11 保健医療 A12 社会福祉専門	119-40 看護補助者 124 福祉施設策母・寮父 129 その他の社会福祉専門	A11 保健医療 A12 社会福祉専門	119-40 121,122,124,129	専門的技術的職業
	保育士	E34 家庭生活支援 A12 社会福祉専門	(訪問介護) E34 家庭生活支援 A12 社会福祉専門	342 ホームヘルパー 123 保育士	同左 同左	同左 同左	教育の職業
グラフィックデザイナー	A18 美術家、デザイナー、写真家	A18 美術家、デザイナー、写真家	184-11 グラフィックデザイナー	同左	同左	印刷の職業	
セールスエンジニア、カスタマーエンジニア	A34 機械・電気技術者	A34 機械・電気技術者	034-21 電子機器技術者	同左	同左	機械修理の職業、販売の職業	
事務	企画営業、営業企画	C25 一般事務 D32 商品販売	C25 一般事務 372-20 商品販売外交員	252-10 企画事務員 372-20 商品販売外交員	同左	同左	事務の職業、販売の職業
	フロント、フロント係、ホテルフロント、ホテルフロント受付	(ホテル・旅館) C25 一般事務 (娯楽場)	C25 一般事務 (娯楽場)	253-10 受付・案内事務員	同左	同左	接客・給仕の職業
	レジ係、チャットカー、スーパーレジ係、キャッシャー	E37 接客・給仕 C26 会計事務	E37 接客・給仕 C26 会計事務	375-20 娯楽場等接客係 261-11 レジ係	同左	同左	販売の職業

クリーニング受付	(事務の仕事) C27 生産関連事務	272-11 クリーニング注文受 入事務員			主にサービスの職業
	(サービスの仕事) D33 販売類似の職業	339-41 クリーニング取次人			
商品管理、倉庫管理、物流管 理	(事務の仕事) C27 生産関連事務 (現場作業) I79 運搬労務	272-30 保管・管理係員 793 倉庫作業員			事務の職業、倉庫作業員
	テレホンアポインター	289-10 テレフォンアポイン ター	同左		販売の職業、営業の職業
営業事務	C28 営業・販売関連事務	281 営業・販売事務員	C28 営業・販売関連事務	281 営業・販売事務員	主に一般事務員
	バイヤー	281-10 仕入係事務員		同左	営業の職業
通関業務	(事務の仕事) C28 営業・販売関連事務 (専門職) A.20 その他の専門的職業	281-30 貿易係事務員 209-99 他に分類されないそ の他の専門的職業	C28 営業・販売関連事務 C25 一般事務	281-30 貿易係事務員 251 一般事務員	専門的技術的職業
	検針員、集金人	C29 外勤事務 291 集金人 292 その他の外勤事務		同左	営業の職業、自動車運転の 職業、労務の職業
高速道路料金徴収	C30 運輸・通信事務	301-11 有料道路料金収受係 員		同左	運輸・通信の職業、サービ スの職業
	無縁通信(タクシー配車係) 運行管理	C30 運輸・通信事務 C30 運輸・通信事務		同左 同左	通信の職業 運輸・通信の職業
データ入力	C31 事務用機器操作	319 その他の事務用機器操 作		同左	事務用機器操作
飲食店主	C25 一般事務	255 一般事務員		同左	
	飲食店マネージャー	323 飲食店主・支配人		同左	接客・給仕の職業
ガソリンスタンド店員、ガソ リンスタンドサービスマン	D32 商品販売	323-20 飲食店支配人		同左	接客・給仕の職業
	再生資源回収、資源回収 MR	324-50 ガソリンスタンド販 売員 326-10 再生資源回収人 327-20 商品販売外交員		同左 同左	サービスの職業 労務の職業 専門的技術的職業
ルート営業、ルートセールス	D32 商品販売 I79 運搬労務	327-20 商品販売外交員 794-23 ルートセールス員	D32 商品販売 H47 貨物自動車運転者 I79 運搬労務	327-20 商品販売外交員 473 貨物自動車運転者 794-23 ルートセールス員	営業の職業
ホームヘルパー	E34 家庭生活支援 サービス	342 ホームヘルパー		同左	専門的技術的職業
クリーニング工、クリーニン	E35 生活衛生サービス	355 クリーニング工		同左	生産工程・労務の職業

定置機関・建設機械運転、電気作業	バック詰、バック詰作業	I72 その他の製造・制作	728 包装工	同左	製造・制作の職業	
	ボイラー・オペレーター	I73 定置機関・機械、建設機械運転	731 ボイラー・オペレーター	同左	ビル管理の職業（位置づけの分からない求職者も多い）	
	クレーン運転士	I73 定置機関・機械、建設機械運転	732 クレーン・巻上機運転工 732 クレーン・巻上機運転工 479 その他の自動車運転の職業（クレーン自動車運転士）	732 クレーン・巻上機運転工 479 その他の自動車運転の職業（クレーン自動車運転士）	定置機関運転の職業	
	建設機械運転士、クレーン運転士	I73 定置機関・機械、建設機械運転	734 建設用機械運転工	同左	運輸の職業、土木の職業	
	電気工事業者	I74 電気業者	746 電気工事業者	同左	専門的技術的職業	
	船舶配管工	I77 建設	776 配管工	同左	製造・制作の職業	
	測量作業員	I77 建設	779-30 測量作業員	同左	専門的技術的職業（建築・土木・測量技術者）	
	引越作業員	I79 運搬労働	792-14 引越作業員	同左	サービスの職業	
	トラック助手	I79 運搬労働	792-21 トラック助手	同左	運輸の職業	
	配達	I79 運搬労働	794 配達員	I79 運搬労働 H47 自動車運転	運輸の職業	
建設	使送	I79 運搬労働	794-10 受託配達員	同左	事務的職業	
	清掃	I80 その他の労働	801 清掃員	同左	サービスの職業	
	旅館雑務	I80 その他の労働	809-36 旅館雑務者	同左	接客・給仕の職業	
	洗い場	I80 その他の労働	809-37 食堂雑務者	同左	飲食物調理の職業	
	ゴルフ場整備員	I80 その他の労働	809-38 公園・ゴルフ場整備員	同左	農業の職業	
	未設定の職業	ウェブデザイナー、ホームページ作成、ウェブデザイン	設定なし	A06 情報処理技術者 A07 その他の技術者 A18 美術家、デザイナー、写真家 C31 事務用機器操作	A06 情報処理技術者 A07 その他の技術者 A18 美術家、デザイナー、写真家 C31 事務用機器操作 319 その他の事務用機器操作	061 システムエンジニア 062 プログラマー 071-99 他に分類されない技術者 184 デザイナー 319 その他の事務用機器操作
		ヘルプデスク	設定なし	A06 情報処理技術者 A20 その他の専門的職業 C25 一般事務 C31 事務用機器操作	A06 情報処理技術者 A20 その他の専門的職業 C25 一般事務 C31 事務用機器操作 319-10 その他の事務用機器操作	061 システムエンジニア 062 プログラマー 209-99 他に分類されないその他の専門的技術的職業 259-99 他に分類されない一般事務 319-10 その他の事務用機器操作

派遣コーディネーター	設定なし		A20 その他の専門的職業 C25 一般事務 D32 販売	209-99 他に分類されないその他の専門的技術的職業 251 総務事務員 327-20 商品販売外交員	
コールセンター業務	設定なし		C28 営業・販売関連事務	289-10 テレフォンアポインター 289-20 通信販売受付事務員 289-99 他に分類されない営業・販売関連事務	
ガイドヘルパー	設定なし		E34 家庭生活支援サービス A12 社会福祉専門	342 ホームヘルパー 129 その他の社会福祉専門	
調理補助	設定なし		E36 飲食物調理 I80 その他の労務	361 調理人 809-37 食堂雑務者	飲食物調理の職業
動物看護師、アニマルナース、動物病院助手	設定なし		E39 その他のサービス	399-99 他に分類されないその他のサービス	専門的技術的職業
理美容師補助業務、理美容アシスタント、理美容師補助業務従業員	設定なし		E39 その他のサービス	399-99 他に分類されないその他のサービス (平成14年の厚生労働省通達による)	理美容師
介護タクシナー	設定なし		H47 自動車運転	472-12 営業用乗用自動車運転者	社会福祉の職業、自動車運転の職業
ピッキング	設定なし		I72 その他の製造・制作 I79 運搬労務 I79 運搬労務 I80 その他の労務 I80 その他の労務	728 包装工 793 倉庫作業者 795-10 こん包工 809-20 選別工 809-99 他に分類されないその他の労務	
品出し	設定なし		I80 その他の労務 I72 その他の製造・制作	809-30 雑務員 729-99 他に分類されないその他の製造・制作	